

箕面市立光明の郷ケアセンター指定管理者募集要項  
令和5年5月31日

目 次

1	指定管理者制度導入の目的	: P 1
2	箕面市立光明の郷ケアセンターの概要	: P 1
3	管理の基準	: P 1
4	業務の範囲	: P 2
5	自主事業	: P 3
6	指定の期間	: P 3
7	応募者資格	: P 3
8	応募制限（欠格事項）	: P 4
9	経理に関する事項	: P 4
10	指定管理者として遵守すべき事項	: P 5
11	リスク分担	: P 6
12	応募に関すること	: P 7
13	審査に係る事項	: P 10
14	その他	: P 11

別紙 現指定管理者における管理の基準

## 1 指定管理者制度導入の目的

箕面市（以下「市」という。）では、箕面市立光明の郷ケアセンター（以下「ケアセンター」という。）について、平成16年4月1日から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度を導入し、ケアセンターの設置目的の達成、サービスの向上及び施設の効果的・効率的な管理運営を図っています。

このたび、現指定管理者の指定期間が令和6年3月末で終了することを踏まえ、引き続きケアセンターの設置の目的を効果的に達成することのできる指定管理者を募集します。

## 2 箕面市立光明の郷ケアセンターの概要

### (1) 設置目的

東部地域の福祉拠点として、高齢者及び障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的としています。

### (2) 施設の概要

- 施設名称 箕面市立光明の郷ケアセンター
- 所在地 箕面市栗生新家三丁目12番5号
- 敷地面積 936.01㎡
- 建物の構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 3階建て

	施設内容	現行の業務内容
1階 (延床面積：369.95㎡)	機能訓練室、相談室、食堂、浴室等	老人デイサービスセンター（通所介護、第一号通所事業（緩和型A・従前相当））
2階 (延床面積：352.38㎡)	宿泊室（5室）、居間・食堂、厨房、ホール等	小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護を含む）
3階 (延床面積：352.38㎡)	障害者デイルーム、ミーティングルーム等	障害者地域活動支援センター（地域活動支援センター事業（Ⅲ型））

※延床面積 1,091.67㎡（塔屋含む。）

## 3 管理の基準

(1) 開館時間（箕面市立ケアセンター条例（平成15年箕面市条例第49号。以下「条例」という。）第8条）

午前9時から午後5時まで

(2) 休館日（条例第9条）

①土曜日及び日曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- ③1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日
- (3) 開館時間及び休館日の変更（条例第8条・第9条）  
指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ箕面市長（以下「市長」という。）の承認を得て開館時間及び休館日を変更することができます。
- (4) 災害時等の対応  
災害時等の初動対応は指定管理者が行います。市・警察・消防等と連携のもと対応してください。  
また、ケアセンターは、箕面市地域防災計画に基づく「福祉避難所」に指定されています。箕面市域内で災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、箕面市地域防災計画の定めるところにより箕面市災害対策本部が設置された場合は、市長の指示に従うとともに、被災者のうち地域の避難所での生活が困難と思われる要援護高齢者・障害者の受け入れの協力等を行ってください。
- (5) 利用料金（条例第10条）  
ケアセンターは、利用料金制度（地方自治法第244条の2第8項・第9項）を採用しています。指定管理者は、利用料金について、あらかじめ市長の承認を得て定める必要があります。
- (6) 利用定員（条例第11条）  
指定管理者は、利用定員について、あらかじめ市長の承認を得て定める必要があります。
- (7) 事業報告書の提出（地方自治法第244条の2第7項）  
指定管理者は、毎会計年度終了後60日以内に、ケアセンターの管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出してください。なお、提出された事業報告書は、箕面市役所別館1階行政資料コーナーに備え付けます。
- ①業務の実施状況
  - ②ケアセンターの利用状況
  - ③料金収入の実績、管理経費等の収支状況
  - ④その他市長が必要と認める事項
- (8) 事業計画書の提出  
指定管理者は、令和6年度以降、当該年度の市が指定する日までに、次年度に予定する事業計画書を作成し、市に提出してください。
- (9) 現指定管理者における管理の基準は、別紙のとおりです。

#### **4 業務の範囲（条例第2条・第3条）**

- (1) 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりです。（※別冊「業務水準書」参照）
- ①福祉、保健等に関する相談及び情報の提供
  - ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち市長が必要と認める事業

- ③老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業及び同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業
  - ④介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業及び同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
  - ⑤その他市長が必要と認める事業
  - ⑥ケアセンターの施設及び設備の維持管理
  - ⑦その他市長が定める業務
    - ・緊急時等の対応業務
    - ・利用者統計等の作成業務
    - ・市、関係団体等との連絡調整業務 等
- (2) 指定管理者は、(1) に定める業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができます。

## 5 自主事業

指定管理者は、「4 業務の範囲」に定める業務以外に、ケアセンターの設置目的に合致し、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、事前に市と協議のうえ、自主事業を実施することができます。

自主事業の実施を予定している場合は、ケアセンターの設置目的等をふまえ、予定内容について特定事項提案をしてください。（様式25）

また、自主事業にかかる納付金（実施場所にかかる使用料相当）の納付を予定している場合は、その金額についても特定事項提案をしてください。（様式25）

なお、自主事業による事業収入は、指定管理者の収入になります。

現行の自主事業は次のとおりです。

※現行の自主事業・・・障害者総合支援法に基づく生活介護（3階）、計画相談支援（3階）、障害児相談支援（3階）、共生型生活介護（1階）

## 6 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

（指定管理者の指定は、箕面市議会（以下「市議会」という。）の議決を経て確定します。）

## 7 応募者資格

指定管理者の申込資格は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- ①法人であること。
- ②応募日現在、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業又は同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業の通所系サービスを現に

実施している者であること。

- ③応募日現在、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として、同法第8条第7項に規定する通所介護及び同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業並びに同法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を現に実施している者であること。
- ④本市の高齢者及び障害者の状況及び施策を十分に把握し、かつ、ケアセンターを一体的に管理運営できる者であること。

## 8 応募制限（欠格事項）

- ①会社更生法及び民事再生法等による手続中である法人
- ②代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者（執行猶予中の者を含む）がいる法人
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市から入札の参加資格を取り消されている法人（指名停止を含む）
- ⑤労働関係法令に違反し、官公署から摘発・勧告等を受けており、是正・改善が確認されていない法人
- ⑥最近3年間において、所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、府税、市税等を滞納している法人、又は代表者がこれらの税金を滞納している法人
- ⑦地方自治法第244条の2第11項に基づき、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、又はその取消の日から3年を経過しない法人

## 9 経理に関する事項

### （1）収入

ケアセンターの管理運営による収入は、利用料金、介護報酬、地域活動支援センター事業（Ⅲ型）の運営にかかる経費として市が支払う委託料（※）、及び自主事業による事業収入となります。

※箕面市地域生活支援事業補助金交付要綱（平成18年箕面市訓令第53号）別表に規定する算定基準相当額

なお、指定期間中に事業の一部を変更する場合は、市と協議のうえ、委託料について別途定めるものとします。

### （2）納付金

自主事業にかかる納付金（実施場所にかかる使用料相当）の納付を予定している場合は、その金額について特定事項提案をしてください。（様式25）

## 10 指定管理者として遵守すべき事項

### (1) 事業者の指定等

指定管理者は、指定期間の開始までに、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、箕面市地域生活支援事業実施要綱に基づく事業者の指定、事業の開始届出等の手続きを完了してください。（※手続きを進めるに当たり、市と事前に協議してください。）

### (2) 個人情報の取扱い（条例第12条）

指定管理者は、ケアセンターの管理運営をするに際して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の知り得た個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

ケアセンターの業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはなりません。漏らした場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定されている罰則が適用されます。

### (3) 情報公開等

指定管理者は、ケアセンターの管理運営に係る文書等を適正に管理し、指定期間の終了に際しては、市又は市が指定する者に対し保管文書等を引き継いでください。

また、指定管理者は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、ケアセンターの管理運営に関する情報の公開に努めてください。

ケアセンターの管理運営に関する文書で、市に提出されたものは市の行政文書として開示請求の対象となります。市が保有していないものについても箕面市情報公開条例第24条に基づき、市が当該情報の提供を求めたときは指定管理者はこれに応じなければなりません。

### (4) 関係法令の遵守

ケアセンターの管理を行うにあたっては、以下の法令等の規定を遵守してください。

- ①地方自治法その他行政関連法規
- ②労働基準法、労働安全衛生法その他労働管理関係法規
- ③消防法、電気事業法その他施設管理関係法規
- ④介護保険法、障害者総合支援法その他関係法規
- ⑤箕面市立ケアセンター条例
- ⑥個人情報の保護に関する法律
- ⑦箕面市情報公開条例
- ⑧高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ⑨障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- ⑩障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ⑪国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
- ⑫その他関連法規、通知、要領等

(5) 障害者の法定雇用率達成への取り組み

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）では、事業者に対し法定雇用率を達成する義務を課しています。

指定管理者は、同法の趣旨を踏まえ、誠実に履行してください。

(6) 職員研修等の実施

指定管理者は、ケアセンターの管理業務に関し、業務に従事する者が人権問題、個人情報保護、高齢者福祉、障害者福祉等について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、研修等を行ってください。

(7) 賠償責任保険等の加入

指定管理者は、ケアセンターの施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険等に加入してください。

(8) 業務の引継ぎ

現にケアセンターを利用している利用者の継続利用を確保することを基本とします。

指定管理者は、ケアセンターの管理運営の開始までに現指定管理者から業務の引継ぎを受けるとともに、指定期間の終了に際しては、市又は市が指定する者に対し、誠実に本業務の引継ぎを行ってください。

なお、現指定管理者との引継ぎに要する費用については、指定管理者の負担とします。

## 11 リスク分担

指定期間中の指定管理者と市のリスク分担の基本的な考え方は、次の「リスク分担表」のとおりです。なお、詳細は協定の締結を行う際に定めます。

【リスク分担表】

項目	指定管理者	市
必要な資金の確保	○	
管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用	○	
事業の運営・維持管理業務に影響のある法令等の変更に係る費用	協議事項	
物価の大幅な変動により管理運営に支障が生じた場合	○	
施設競合、需要変動により管理運営に支障が生じた場合	○	
施設設置者の責任による事業の中止・遅延		○
指定管理者の責任による事業の中止・遅延	○	
不可抗力による事業の中止・遅延 (原則として、休業補償は行いません。)	協議事項	
指定管理者の事業放棄・破綻	○	

施設の大規模な改修・修理 (指定管理者の故意又は過失によるものを除く。)		○
指定管理者の故意又は過失により破損した施設及び貸与備品の修繕等費用	○	
運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合 (管理瑕疵)	○	
施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合 (設置瑕疵)		○
施設の管理上の瑕疵による火災等の事故	○	

## 12 応募に関すること

### (1) 募集要項等の配布

- 配布期間：令和5年5月31日（水）から令和5年6月29日（木）まで
- 配布時間：午前8時45分から午後5時15分まで
- 入手方法：①市ホームページからダウンロード  
(<https://www.city.minoh.lg.jp/business/nyuusatsu/shiteikannri/index.html>)
- ②窓口での配布（箕面市健康福祉部高齢福祉室）  
箕面市萱野五丁目8番1号 箕面市立総合保健福祉センター内  
(土曜日、日曜日、休日は配布しません。)
- 配布資料：箕面市立光明の郷ケアセンター指定管理者募集要項、箕面市立光明の郷ケアセンター指定管理者業務水準書、箕面市立光明の郷ケアセンター指定管理者応募申込に係る様式集、箕面市立光明の郷ケアセンター指定管理者募集要項資料集

### (2) 応募説明会及び現場説明会について

- 必要に応じ、開催します。
- 参加を希望される場合は、応募説明会・現場説明会参加申込書（様式28）に必要事項を記入のうえ、令和5年6月15日（木）午後5時15分までに、メールで箕面市健康福祉部高齢福祉室まで申し込んでください。  
(アドレス：[kaigo@maple.city.minoh.lg.jp](mailto:kaigo@maple.city.minoh.lg.jp))
- ※実施の有無については、令和5年6月16日（金）に決定し、ご連絡いたします。

### (3) 質問の受付

- 受付期間：令和5年6月20日（火）から令和5年6月23日（金）まで
- 質問方法：指定管理者応募申込に関する質問票（様式29）を、6月23日（金）午後5時15分までに、箕面市健康福祉部高齢福祉室までメールで送付してください。  
(アドレス：[kaigo@maple.city.minoh.lg.jp](mailto:kaigo@maple.city.minoh.lg.jp))



#### (4) 質問の回答

受け付けた質問の回答は、6月29日（木）までに箕面市健康福祉部高齢福祉室のホームページに掲載する予定です。（ただし、ホームページに掲載することが適当でないとは判断した場合は、法人のみに回答を送付することがあります。）

#### (5) 応募書類の受付

□受付期間：令和5年6月30日（金）から令和5年7月5日（水）まで

□受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで

□受付場所：箕面市健康福祉部高齢福祉室

※次の「(6) 応募書類」を持参してください。郵送では受け付けません。

※応募書類の受付時に質問は受け付けません。

#### (6) 応募書類

応募にあたっては、次の書類等を必要部数提出してください。

- ①様式1から様式27まで ⇒A4版で、正1部・写9部
- ②様式28 ⇒（希望する場合のみ）メールで1部
- ③様式29 ⇒（必要な場合のみ）メールで1部
- ④審査結果通知用封筒 ⇒1通

#### 様式1：箕面市立光明の郷ケアセンター指定管理者応募申込書

※添付書類（下記のアからクまで）

ア 規約、定款、寄附行為、その他これらに類する書類

イ 法人の役員名簿

ウ 登記事項証明書（提出日において発行の日から3ヵ月以内のもの）

エ 法務局が発行した代表者の印鑑証明書（提出日において発行の日から3ヵ月以内のもの）

オ 法人の、令和5年度の収支予算書及び事業計画書

カ 法人の、過去3年間（令和2年度～4年度）の収支決算書及び事業報告書又はこれらに類する書類（経営実績が3ヵ年に満たない法人にあっては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類）

キ 法人の、過去3年間の法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

ク 応募者資格に係る各法令に基づき事業者の指定を受けた指定通知書の写し

様式2：誓約書

様式3：法人の概要

様式4：財務体質等

様式5：応募者の所在地

様式6：市との災害時応援協定等の締結による地域貢献の実績

様式7：法人の同種業務の直営・受託実績の状況（過去5年間）

様式8：配置予定従事者の業務実績及び国家資格等並びに専門知識

- 様式9：適正な履行確保のための研修の実施
- 様式10：適正な履行確認のための業務体制
- 様式11：品質保証等への取り組み
- 様式12：就職困難者の雇用予定数
- 様式13：障害者雇用率（令和5年6月1日現在）
- 様式14：障害者の就労に係る支援体制
- 様式15：保護観察対象者等の雇用
- 様式16：育児・介護の休暇休業制度への取り組み
- 様式17：セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止の取組
- 様式18：再生品の使用状況
- 様式19：地域活動への取組
- 様式20：災害時等における業務体制
- 様式21：人権問題への取り組みについて
- 様式22：個人情報保護に関する取組
- 様式23：市内居住者の雇用
- 様式24：障害者優先調達の実施
- 様式25：特定事項提案書
- 様式26：収支見込書
- 様式27：地域活動支援センター事業（Ⅲ型）の運営委託料提案書
- 様式28：応募説明会・現場説明会参加申込書
- 様式29：指定管理者応募申込に関する質問票

※審査結果通知用封筒については、定型封筒に審査結果通知の送付先を明記し、簡易書留郵便相当の切手を必ず貼付してください。

(7) 応募書類の提出にあたっての留意事項

- ・提出期限を過ぎた応募書類は一切受け付けません。
- ・応募書類は、これを書き換え、又は撤回することはできません。
- ・応募書類は、理由を問わず返却しません。
- ・応募書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。
- ・応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ・応募書類の提出後、申込みを取り下げの場合は、速やかに書面で申し出ください。
- ・応募に関して必要となる経費は申込者の負担とします。
- ・応募書類は、箕面市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求の対象となります。
- ・応募書類の著作権は申込者に帰属します。ただし、審査結果の公表など市が必要と認める場合には、応募書類の内容を市が公表できるものとします。

(8) 特許権等

応募書類等の内容に含まれている特許権、意匠権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果により生じた事象に係る責任は、全て申込者が負うものとします。

### 1.3 審査に係る事項

#### (1) 選定方針

ケアセンターの指定管理者候補者は、「箕面市立光明の郷ケアセンター指定管理者候補者選定会議」（以下「選定会議」という。）において、条例第4条第4項に基づき、ケアセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると思われる者を選定します。

#### (2) 選定基準

- ① 提案金額に関する評価
- ② 法人及び施設の管理運営に関する評価
  - ・法人に関すること（法人の規約、予算・決算状況等）
  - ・施設の管理運営に関すること（職員研修計画、危機管理対策、個人情報保護等）
- ③ 提案内容に関する評価
  - ・事業計画に関すること（施設の維持管理方針・管理運営方針、事業計画、人員配置計画、施設利用促進策等）
  - ・事業の理解度や意欲に関すること。
  - ・その他特定事項提案に関すること。

#### (3) 審査方法

7月中旬に開催予定の選定会議において、提出された応募書類等について(2)の選定基準に基づいて下記の審査を行い、指定管理者候補者及び次点者を選定します。

※選定会議は、原則非公開です。

※申込者が1法人であっても選定会議で審査し、指定管理者としての適否を判断します。

##### ①書類審査

提出された応募書類の審査を、上記(2)の選定基準に基づき行います。

##### ②プレゼンテーション審査

選定会議において、プレゼンテーションを実施し、選定会議のヒアリングを受けていただきます。

なお、詳細については、7月初旬に通知します。

※各法人4名までの参加とします。事業提案の説明は、法人を代表して説明や意見を述べられる方が行ってください。

#### (4) 協定の締結

選定会議により選定された指定管理者候補者は、市と協議を行った上で協定書を締結します。この協定書は箕面市議会の可決を得て、効力を生ずるものとしま

す。(市議会の議決は、令和5年第3回定例会を予定しています。)

なお、市議会の議決を得られなかった場合、協定書の効力は発生しません。また、指定管理候補者の損害に対して、市は一切責任を負いません。

## 14 その他

### (1) 指定の取消し等

条例第7条に該当する場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じます。この場合、指定管理者の損害に対して、市は一切その責を負いません。また、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

### (2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合や協定書に定めのない事項が生じた場合には、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

### (3) 目的外使用許可に係る取扱いについて

ケアセンターの敷地内において、地方自治法第238条の4第7項に基づき市が行う目的外使用許可に係る取扱いについては、指定管理者は市長の指示に従うものとします。

担当：箕面市健康福祉部高齢福祉室

箕面市健康福祉部障害福祉室

〒562-0014 箕面市萱野五丁目8番1号

TEL 高齢福祉室072(727)9505

障害福祉室072(727)9506

FAX 072(727)3539

## ■現指定管理者における管理の基準

(現指定管理者：社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団)

	業務内容	開館時間	休館日	利用料金	利用定員
1階	老人デイサービスセンター（通所介護、第一号通所事業（緩和型A・従前相当））	午前8時45分から 午後6時00分まで	①日曜日 ②1月1日から1月3日までの日	介護報酬告示額の1割・2割・3割（本人負担割合分） 食事の提供に要する費用 550円	28名
2階	小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護を含む）	午前9時から 午後5時30分まで （※通所）	年中無休	介護報酬告示額の1割・2割・3割（本人負担割合分） 食事の提供に要する費用 1,340円 宿泊に要する費用 2,500円	27名 （※登録）
3階	障害者地域活動支援センター（地域活動支援センター事業（Ⅲ型））	午前9時から 午後5時まで	①土曜日及び日曜日 ②国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日	地域活動支援センター事業（Ⅲ型）の利用者負担金 無料 給食費 550円 （食事：460円・おやつ90円）	10名